

特別徴収関係書類

Ⅳ 普通徴収申請書

- 令和8年度の住民税において普通徴収を適用するときは、普通徴収申請書の提出が必須で、普通徴収申請書の提出がないときは、特別徴収になります。
- 普通徴収は、略号(AからFまで)のいずれかに該当がある場合に限り適用することができます。この場合、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に該当する略号を必ず記入してください。

Ⅴ 市／町民税・県民税特別徴収関係書類綴

- 市町から送付している関係書類綴の中に各届出書の様式がありますので、利用してください。 ※綴を送付していない市町もあります。
- 各届出書の様式は、市町ホームページからダウンロードすることもできます。

Ⅵ 給与所得者異動届出書

- 異動届出書は、給与支払報告書提出後、退職や転勤になった人がいるとき、速やかに市町に提出してください。
- 1月から4月までの退職者の残税額は、一括徴収での処理をお願いします。
- 6月から12月までの退職者の残税額は、本人の希望により一括徴収又は普通徴収での処理をお願いします。

Ⅶ 所在地・名称等変更届出書

- 変更届出書は、給与支払者の所在地や名称の変更があったとき、速やかに市町に提出してください。

Ⅷ 個人住民税特別徴収事務の手引き

- 福岡県ホームページに、「個人住民税特別徴収事務の手引き」が掲載されています。必要な方は、ダウンロードのうえご活用ください。



特別徴収推進のひろば

🔍 検索

給与支払報告書の提出は「eLTAX（エルタックス）」が便利です。eLTAXに関する情報は、ホームページをご覧ください。



eLTAX

🔍 検索

Ⅳ

普通徴収申請書（福岡県内市町村用）			指定番号
〇〇市・町 長 宛			事業主名
この申請書以降の者は、下記理由により特別徴収できないため、普通徴収として申請します。			
略号	理 由	人数	【提出方法】 総括表 個人別明細書 (特別徴収) 普通徴収申請書 個人別明細書 (普通徴収) ※一束にしてご提出ください。
A	退職者又は退職予定者（5月末まで）	人	
B	給与の支払いがない月がある者	人	
C	年間の給与の支払金額が930,000円以下の者	人	
D	他の事業主から特別徴収されている者（乙欄該当者）	人	
E	事業専従者（事業主が個人の場合のみ該当）	人	
F	給与受給者総数が2人以下 ※全従業員数からA～Eの該当者を除く人数	人	
普通徴収申請書 合計人数		人	
◆重要 ○普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の摘要欄に、上記略号のA～Fを記入してください。 ○上記要件に該当する従業員の方であっても、特別徴収することができる場合は申請の必要はありません。 ○普通徴収申請書の提出がない場合、特別徴収となります。 ※記載要領もご確認ください。 ○この申請書が提出された場合でも、要件に該当しないと認められるときは特別徴収義務者として指定することがあります。			

Ⅵ

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書										◎異動等があった場合は、速やかに提出してください。	
〇〇市町 長 宛		給与支払報告書提出者	所在地	〒	—	—	この等届き出れる方に	所属氏名	関係指定番号	特別徴収義務者	
年 月 日 提出		代表者の職氏名印	代表者の印		代表者の印		印	印	印	印	
給与所得者	氏 名	(フリガナ)	(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動事由	異動後の未徴収税額の徴収			
所得者	氏 名	(前姓)	特別徴収税額	徴収済額	未徴収税額	(ア)～(イ)	1.退職 2.転勤 3.休職 4.育児休業 5.死亡 6.その他	1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収			
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。											
一括徴収の理由										一括徴収予定額	
1.異動が1月1日以後で、申告があったため										給与または退職手当等の支払予定日と合算した徴収予定額	
2.異動が1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため										税額は、月分(月日納期)で納入します	
異動者印										納入予定日	
◎新しい勤務先(転勤先等)											
月割額を 月分から徴収するよう連絡済です。										特別徴収義務者 指 定 番 号	
給与支払報告書提出者 〇〇市町 長 宛										電話 番 号 () —	
代表者の職氏名印										電話 番 号 () —	
法人番号										電話 番 号 () —	

Ⅶ

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書											
〇〇市町 長 宛		給与支払報告書提出者	所在地	〒	—	—	この等届き出れる方に	所属氏名	関係指定番号	特別徴収義務者	
年 月 日 提出		代表者の職氏名印	代表者の印		代表者の印		印	印	印	印	
変更年月日 年 月 日											
事項	変 更 前	変 更 後									
フリガナ	〒 —	〒 —									
所在地	〒 —	〒 —									
フリガナ											
名 称											
電 話	() —	() —									
送 付 先											
◎変更があった場合は、すみやかに提出してください。										※市 記 入 欄	
◎所在地、名称には誤謬を避けるため必ずフリガナをつけてください。										入力年月日	
◎個人事業主の方の個人番号の記入は不要です。											

書類の提出先及び問い合わせ先

中間市役所	課税課市民税係 Tel093-246-6238	〒809-8501	中間市中間一丁目1番1号
芦屋町役場	税務課課税係 Tel093-223-3534	〒807-0198	芦屋町幸町2番20号
水巻町役場	税務課住民税係 Tel093-201-4321	〒807-8501	水巻町頃末北一丁目1番1号
岡垣町役場	税務課住民税係 Tel093-282-1211	〒811-4233	岡垣町野間一丁目1番1号
遠賀町役場	税務課課税係 Tel093-293-1237	〒811-4392	遠賀町大字今古賀513番地